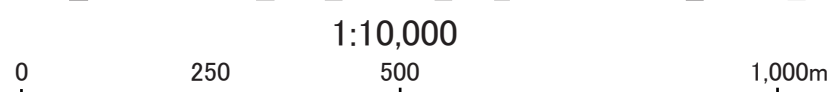


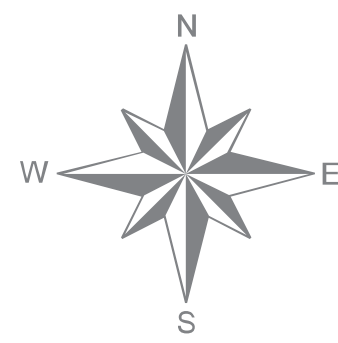
福岡広域都市計画総括図

縮尺1：10,000



【那珂川市版】

福岡市
南区



種類：土地区画整理事業
名称：五郎丸土地区画整理事業
面積：約11.0ha

※本総括図は、令和7年1月14日現在の都市計画の概略を示したものであり、
建築や開発等の際には那珂川市都市計画課窓口において、閲覧している詳細な計画図で
必ず確認して下さい。

凡 例			
種 別	色・線・記号	説明・備考	備考
第1種低層住居専用地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
第2種低層住居専用地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
第1種中高層住居専用地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
第1種住居地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
準住居地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
近隣商業地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
準工業地域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
準都市計画区域	(色)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
行政界	(線)	平成20年3月31日 現在	
都市計画区域	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
市街化区域	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
都市計画道路	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
都市計画公園	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
準防火地域	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
平成27年DID区域界	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
土地区画整理事業区域(完了)	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
土地区画整理事業区域(未整備)	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
都市施設	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
地区計画	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
絶対10m高度地区	(線)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	
建築物の高さの限度 外壁の最大距離の限度 建築物の敷地面積の最低限度	(記号)	【注】(注)1. 建築基準法第22条第1項第1号の2に準拠して指定する区域	